

甲斐市教育委員会第9回定例会議事録

- 1 日 時 令和5年12月21日(木)午後1時30分
- 2 場 所 甲斐市役所 新館3階 竜王北部公民館 視聴覚教室
- 3 開 会 午後1時30分
- 4 出席者 【教育長】高鳥悟教育長
【委 員】中込正久職務代理者 米山祐希委員
小林啓子委員 金子初男委員
【説明員】名取藤吾教育部長 宮本裕教育総務課長
樋川和之学校教育課長 高須秀樹生涯学習文化課長
小松利也スポーツ振興課長 保坂俊和図書館長
金丸徹学校教育指導監 大木貴子学事係長
- 5 傍聴人 なし
- 6 事務局 小田切英規教育総務係長 早川千賀教育総務係員
- 7 議事録署名委員の指名 C委員 D委員
- 8 前回議事録の承認 令和5年度 第8回定例会議事録 「承認」
- 9 教育長からの報告
- 10 議 題
議案第1号 甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金交付要綱の
改正について
議案第2号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
議案第3号 令和5年度就学援助費(令和6年度入学準備費)の認定について
- 11 その他
(1) 令和5年度末(県費教職員)人事異動の予定について
(2) 第60回山梨県一周駅伝競走大会結果報告及び応援のお礼
(3) 1月の行事予定について
- 12 閉 会 午後2時15分

○開 会

事務局 開会を宣する。

○あいさつ

教育長 改めましてこんにちは。年の瀬も迫りまして、お忙しい中、お集りいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、県によりますと、今月 10 日までの 1 週間に医療機関から報告された感染者数が 318 人となり、増加傾向にあるとして、県が独自に定めた基準を超えたために、感染拡大注意報が発令されました。また、同じ時期に報告されましたインフルエンザにつきましては、感染者が 1,090 人で、前の週より 200 人増えて、依然として高い水準にありまして、県内全ての保健所管内で、注意報や警報が発令されているところであります。本市の小中学校につきましては、現在、インフルエンザは落ち着いている状況で、休校や学級閉鎖のような学校は今のところあまりない状況です。この他に、アルコール消毒が効きにくいと言われております咽頭結膜熱、いわゆるプール熱や感染性胃腸炎が甲府市を中心に流行しているようで、石鹸を使った定期的な手洗いを呼びかけております。市内小中学校につきましては、明日の 22 日金曜日をもって 2 学期が終わりまして終業式を行い、来年の 1 月 8 日まで冬休みとなります。これから年末年始を迎えて、休み明けの感染者数の増加を心配しているところであります。

次に、報告でございますが、19 日に終了しました 12 月定例市議会におきまして、D 委員が再任され、昨日、市長から任命書が手渡されました。引き続き 4 年間、本市の教育行政にご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、本日は令和 5 年最後の定例教育委員会となります。教育委員の皆様には、今年一年、甲斐市教育行政の推進につきまして、ご支援ご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

これから年末年始を迎えますが、感染症や交通事故などに十分ご留意されますようお願いするとともに、皆様にとりまして新しい年が良い年

となりますよう、ご祈念を申し上げ、あいさつとさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議事録署名委員の指名

教育長 議事録署名委員を指名します。C委員、D委員を指名します。よろしく
お願いいたします。

○前回議事録の承認

教育長 第8回教育委員会定例会議事録に異議のある方はいらっしゃいますか。
一 同 異議なし。
教育長 異議がないようですので、前回議事録は承認されました。会議終了後
に、A委員、B委員に署名をいただきます。よろしく願いいたします。

○教育長報告

教育長 12月の諸報告につきまして、主なものをご報告いたします。
12月はあまり行事がありませんでしたが、まず2日、3日には、前回
ご紹介をさせていただきました第60回山梨県一周駅伝競走大会が行われ
ました。この後、事務局から結果を報告させていただきます。
続いて8日ですが、12月定例市議会が開会しまして、19日までの会期
日程で代表質問、一般質問、補正予算等の審議が行われ、先ほど申しま
した教育委員の任命につきましては、D委員の再任の同意の議決をいた
だいたところであります。
明日22日には、市内小中学校の2学期終業式が行われます。
以上、報告とさせていただきます。

○議 題

議案第1号 甲斐市小中学生スポーツ・文化芸術等県外大会出場激励金交付要綱の
改正について

事務局 (資料説明)

委 員 激励金交付要綱の改正ということで、本市の小中学生の活躍に対して、
より公平かつ有効に資する内容であると思います。

ちなみにスポーツ、文化芸術のどのような活動に対して激励金を交付されたのか教えていただきたいです。

事務局 特に多い種目についてお答えしたいと思います。令和4年度の実績になりますが、スポーツでは、バレーボールや空手道、軟式野球、ビーチバレーボール、水泳等がございます。文化芸術では、ピアノ発表といった内容があります。やはりスポーツの方が多い傾向になっている状況でございます。

委員 激励金をいただいた人は、個人的に活動している人たちですか。

事務局 個人的にスポーツクラブ等に所属している人もいますし、先ほど申し上げましたとおり、昨年度までの実績では、スポーツ少年団はどちらか選択ができるようになっていきますので、甲斐市のスポーツ少年団に属している中で激励金を活用したチームもございます。その他の多くは、個人的にスポーツクラブに属している水泳の選手、あるいはクラブチームに属していて、部活動でもスポーツ少年団でもないチームに属している市内の小中学生となっております。以上です。

事務局 この表にもありますとおり、もともとスポーツ少年団はスポーツ振興課、部活動は学校教育課において、経費を補助する制度がありましたが、個人で空手教室やサッカースクールへ通う子どもたちがいます。その子どもたちが関東大会や全国大会へ行く場合に交通費が掛かってしまうということが、この制度が始まったきっかけとなっております。スポーツ少年団でも部活動でもない市内のあるグループが山梨県代表になり、出場する大会の開催地は四国でした。その四国へ行く場合に1人5万円ぐらいの経費が掛かるので、何か補助制度はあるかと相談されたのですが、その時はありませんでした。今後、スポーツ少年団や部活動以外でもアスリートを発掘、育成するためにも補助金があった方が良いのではないかとということで始まった制度です。したがって、スポーツ少年団や部活動にも入っていない子どもたちが個人で活動するために補助をする制度になります。

委員 家庭の負担軽減と未来のアスリート養成ということで、現在子どもたちは、学校あるいはスポーツ少年団だけでなく、多様なものに取り組み始めていますので、いろいろな面を伸ばしていくことが今の時代に合っ

ているということと、要望もあったと思いますが、実情に合うように変えていくことは良いことだと思います。なお、これで子どもたちの意欲を喚起することができれば、成功ではないかと思いますので賛成です。

委員

同じ意見になりますが、これまで運用してきた中で、公平性や標準記録の問題、関東大会と全国大会など様々なものをここで精査した結果でのご提案だと思います。特に、これまでの100キロ圏内という規定については、同じ県であっても100キロ圏内、圏外でこれだけ交付金額が違っていることもあって、これを県で統一されたことは良いのではないかと思います。

委員

質問になります。スポーツ振興課が所管する補助金はどのくらいの金額かということが私も分かっていないのですが、両方もらえるというのは公平性に欠けるとと思いますが、その団体の人数によってこちらを選んだ方が補助額が多くて助かるということであれば、選択できること自体は悪くないのではないかと感じてしまいました。なぜ公平性に欠けるという判断になったのか教えていただきたいです。

事務局

まず、スポーツ振興課で担当いたします補助金の内容について説明させていただきます。県外スポーツ大会出場費補助金交付要綱の内容を見ますと、こちらは国、都道府県、県スポーツ協会などが主催する事業、イベントであるという条件と県代表として出場資格を得た甲斐市スポーツ協会加盟団体という縛りもございます。任意団体は対象ではありません。重要なところですが、補助の対象経費は、交通費や宿泊費、参加料を必要経費としまして、その3分の1以内を補助するということになっています。また同じチームが複数回補助を受けることも可能です。この段階でどちらが金額的に助かるかという選択が生まれるのではないかと思います。

事務局

スポーツ振興課の所管する補助金については、今、スポーツ振興課長から説明がありました内容となっております。激励金については、先ほど説明させていただいた内容で、地域区分によって金額が定められている中で、そのどちらかを選択できるのがスポーツ少年団だけという点が公平性に欠けておまして、スポーツ少年団に属していない人は激励金のみの選択になってしまうことから、これを解消するための改正という

内容でご理解いただきたいと思います。

委員

問題点の対応策のところに、小中学校体育大会等出場費補助金の対象の方も除くと書いてありますが、これは問題点の方には含まれていませんでした。同じ現象なので対策をするという理解でよろしいでしょうか。

事務局

おっしゃるとおりでございます。

委員

他の先生方と同じで他の部分については、全く異論なく賛同します。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございますか。

無ければ原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

教育長

次の議案の審議に入ります前に、議案第2号「令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定について」及び議案第3号「令和5年度就学援助費（令和6年度入学準備費）の認定について」は、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきたいと思います。そこで、非公開とするにあたり、甲斐市教育委員会会議規則第15条の規定により、討論なしで採決を行います。委員の皆様にお諮りします。議案第2号及び第3号の非公開について、賛成委員の挙手を求めます。

一同

挙手

教育長

ありがとうございました。挙手多数であります。議案第2号及び第3号の非公開は、可決されました。よって、議案第2号及び第3号は非公開とします。

【ここから非公開】

教育長

非公開とした議案第2号及び議案第3号の審議が終わりましたので、以上で議題は終了いたします。これより公開といたします。

【ここから公開】

○その他

(1) 令和5年度末(県費教職員)人事異動の予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

(2) 第60回山梨県一周駅伝競走大会結果報告及び応援のお礼

事務局 (口頭説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

(3) 1月の行事予定について

事務局 (資料説明)

教育長 ご意見、ご質問はございますか。

一 同 異議なし。

○閉 会

事務局 本日、本定例会に付議された議案の審議を全て終了したので本定例会の閉会を宣する。

閉会時間 午後2時15分